職 首 発 0718 第１号
職 保 発 0718 第７号
職雇企発 0718 第１号
職雇就発 0718 第１号
職雇移発 0718 第１号
職雇障発 0718 第３号
開 若 発 0718 第１号
平成 30 年 7 月 18 日

各都道府県労働局職業安定部長　殿

厚生労働省職業安定局
首席職業指導官
雇用保険課長
雇用開発部
雇用開発企画課長
就労支援室長
労働移動支援室長
障害者雇用対策課長
厚生労働省参事官
（若年者・キャリア形成支援担当）

平成 30 年７月豪雨による災害の被災者に係る職業紹介の留意事項等について

今般の平成 30 年７月豪雨による災害（以下「豪雨」という。）においては、数多くの被災者の方の生活基盤が失われ、今後生活の再建に向けて就職活動を開始することと考えられる。

被災者の方の就業の促進を図るためには、その就業ニーズを的確に把握した上で、求人を確保し、それを活用して就業ニーズに応じたきめ細かな職業紹介を行っていくことが必要である。

このため、全国ネットワークを有する公共職業安定所（以下「安定所」という。）が、被災者の方の職業紹介業務等を円滑に運用できるようにするための留意事項等について別添のとおり示すので、遺漏のないようご対応をお願いする。

なお、就業ニーズの把握や出張相談等については、現地の状況に応じて、弾力的な運用をお願いする。

また、被災地及び被災地の近隣地域ではない地域においても、避難や住居移転をした被災者が求職申込みを行う場合や、被災者を優先的に雇い入れようとする求人申込みが行われる場合もあるので、本通知の内容については十分徹底を図られたい。

（別添）

平成30年7月豪雨による災害の被災者に係る職業紹介の留意事項等

1　被災者である求職者の求職受理等の留意事項

新規に求職申込みを受けた求職者が豪雨の被災者である可能性がある場合の求職受理と職業相談については、「一般職業紹介業務取扱要領」（以下「紹介要領」という。）によるほか、特に次の点について確認をするとともに、個々のニーズを踏まえたきめ細かな職業相談を行う。また豪雨前に求職受理をしていた有効求職者についても、職業相談等の中で被災者である求職者（以下「被災求職者」という。）に該当する可能性が判明した場合、これらの確認と職業相談を改めて行う。

なお、確認された内容は、求職申込書（求職票）の所定欄に付記するか、ハローワークシステム（以下「システム」という。）の求職管理情報に記録をする。

また、１ヶ月以上１年未満居住地を離れて他に雇用されて就労する者であって、その就労期間の経過後には、居住地に帰る者は出稼労働者となるので、求人・求職者の取扱については、平成25年４月１日付け職発0401第12号「出稼労働者対策実施要領の策定について」に基づいて行うこと。

（１）現在の本人の状況の確認

ア　現在の住所・居所

現在、避難所、車中、親戚・知人宅等を居所とする場合は、「住所」欄に被災前の住所を記載するとともに、その避難所や駐車場等の名称や親戚・知人等の氏名及びその所在地を付記する。

イ　離職等の状況

事業所の廃業・事業停止等による離職、農林漁業等からの離職など、求職申込みを行うに至った離職等の状況及び就業していた市町村名を確認し、求職申込書の「退職の理由」欄に記入する。また、事業所の一時休業により求職申込みをしてきた場合、事業再開までの一時的就業先を希望するのか転職を希望するのかを確認する。

（２）求職希望条件の確認

ア　希望勤務地

就職を希望する地域について確認する。被災地やその近隣地域内では就業先の確保が難しく、本人が遠隔地への就職を希望する場合には、遠隔地への就職についても相談を行い、仮に遠隔地へ就職することとなった場合にどの地域範囲までであれば転居可能であるか、具体的な希望地域があるかなどを確認する。

イ　遠隔地就職の場合の条件

仮に遠隔地に就職する場合、出稼的な就業か、あるいは住居自体を当

該遠隔地へ移転させた上で就業するか、遠隔地への家族の帯同があるかどうかなど、その条件を確認する。

ウ　住居確保の必要性

豪雨により自宅や賃貸住宅等の住居を失い、就業先の確保とあわせて新たな住居の確保が必要な者については、寮・社宅付きや住込の求人を希望するかどうかを確認する。希望しない場合は、どのような方法で住居を確保しようと考えているかについて確認する。

（３）職業相談等

岐阜労働局、京都労働局、兵庫労働局、岡山労働局、広島労働局及び愛媛労働局内の安定所に設置している「豪雨被害特別相談窓口」並びに鳥取労働局内の安定所に設置している相談窓口その他被災求職者の来所が見込まれる安定所においては、被災求職者等のニーズを的確に把握し、適切に対応するとともに、必要に応じて関係する相談窓口等に誘導すること。

ア　心理的支援

職業相談に当たっては、被災求職者の心理状態に最大限の配慮を行い、個々のニーズを踏まえ、きめ細かで丁寧な支援を行う。必要に応じて、保健師や臨床心理の専門家などによる専門相談に誘導する。

イ　遠隔地の労働市場情報・求人情報等の提供

遠隔地に就職する希望がある場合、遠隔地への就職活動について可能な限り現実的な判断が可能となるよう、本人が希望する遠隔地の労働市場情報や具体的な求人情報を本人に提供する。

また、当該遠隔地の生活関連情報についても、当該遠隔地の安定所や労働局に照会することにより可能な範囲で提供を行う。

ウ　住居の確保に関する相談

災害により住居を喪失したため、就職先の確保と併せて住居の確保が必要な被災求職者については、地域の状況に応じて、地方自治体が準備している被災者を対象とした住宅の確保の状況に関する情報を提供するとともに、担当機関に誘導する。

エ　生計等に関する相談

生活困窮者の的確な誘導等については、平成 28 年 2 月 29 日付け職発 0229 第 5 号「公共職業安定所から福祉事務所等への生活困窮者の的確な誘導等について」等により指示しているところである。生活困窮者が必要な施策を受けられるよう、リーフレット等により利用可能な制度を周知するほか、必要に応じ、本人からの了解を得た上で、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関等（以下「自立相談支援機関等」という。）に取り次ぎを行う。

２　被災求職者に係る求職関係コードの入力

（１）求職関係コードの設定

ア　下記（２）の要件に合致する被災求職者については、システムにおいて次の特定求職者区分コード番号を入力する。

特定求職者区分１３	平成30年７月豪雨被災者（１４以外の者）
特定求職者区分１４	平成30年７月豪雨被災者（住居を失った者）
特定求職者区分７２	平成30年７月豪雨被災者（７３以外の者） ※新規学卒者等
特定求職者区分７３	平成30年７月豪雨被災者（住居を失った者） ※新規学卒者等

イ　このほか広域就職適格者又は広域就職希望者については、次のコード番号を入力する。

特定求職者区分２４	広域就職適格者（雇用保険広域延長給付該当者）
特別区分１　Ｚ５９ 識別欄１　Ｚ５９	広域就職希望者（出稼ぎ希望者を含む）

ウ　入力は、これらのコード番号の設定した時点以降に新規に受理をした新規求職者のみならず、コード番号設定時点前に求職受理をしていた有効求職者についても、職業相談等の中で求職者の状況が確認できた段階で行う。

（２）求職関係コードの対象範囲

（１）のコードをシステムの求職データに入力すべき被災求職者の範囲は、次のいずれかに該当する者とする。そのうち、住居を喪失した者については「１４」を、住居を喪失していない者については「１３」を入力する。また、上記に該当する者で新規学卒者等については「７３」、「７２」をそれぞれ入力すること。

ア　被災地域の事業所の離職者

平成30年７月13日付け内閣府報道発表「平成30年台風第７号及び前線等に伴う大雨による災害にかかる災害救助法の適用について【第13報】」（別紙１）により災害救助法の適用が決定された市町村（以下「被災地域」という。なお、今後当該災害にかかる災害救助法の適用地域が拡大された場合は、拡大された地域についても含む。）において就業していた者であって、豪雨により離職を余儀なくされた者

イ　被災地域内で就職することが著しく困難な被災地域居住者

被災地域内に居住する者（豪雨により被災地域外に住所又は居所を変更している者を含み、豪雨の発生の後に被災地域に居住することとなった者を除く。）のうち、安定所長が豪雨により当該被災地域内において就職することが著しく困難であると認めた者

ウ　新規学卒者等

学校（幼稚園、小学校を除く。）、専修学校又は職業能力開発施設の卒

業予定者及び修了予定者並びに未就職卒業者（これらを卒業又は修了した者であって、当該卒業又は修了した日の翌日以降、就職を希望しながら、一度も就職決定に至らない者をいう。）のうち、安定所長が豪雨により就職することが困難であると認めた者

（３）求職関係コードの入力上の留意事項

ア　本コード番号の入力は、被災求職者に対して、今後講じられる被災者向けの各種支援施策を的確に実施できるよう、安定所が被災求職者を円滑に把握することを目的としており、それぞれの各種支援施策に該当するかどうかは改めて正式に判断することとなるので、上記(２)の要件については過度に厳格に判断・運用する必要まではない。要件を狭く解釈したことにより結果として各種支援施策の対象者としての把握から漏れることは避けなければならないため、広めの解釈により判断する。

　具体的には、上記(２)の要件に該当しない者であっても、「実質的に豪雨の被災者として就職が困難な状態になっている者」については、被災求職者に準じて、当該コード番号を入力する。

イ　（２）の要件中の豪雨とは、平成 30 年７月豪雨による災害の被害であり、豪雨発生後の物流停止・被災地の取引先の倒産等によって発生した業績悪化等の２次的な被害を含まない。

ウ　（２）アの「豪雨により離職を余儀なくされた者」については、豪雨を直接的な原因として雇用保険業務取扱要領 50305 に規定する「特定受給資格者」に相当する理由によって離職した者をいう。

エ　（２）イの「安定所長が豪雨によって当該被災地域内において就職することが著しく困難であると認める者」の基準については、被災地域内のうち市街地が壊滅状態にある地域など事業所が消失したり事業を停止している地域に居住していた者や、被災地域のうち被災前に比べて就職が困難となった地域に居住していた者であって、特定求職者雇用開発助成金の対象となりうるような就職困難者とする。

オ　特定求職者区分コード「１４」及び「７３」は上記(２)の要件に該当する者のうち豪雨により自宅や賃貸住宅等の住居を失い、就業先の確保とあわせて新たな住居の確保が必要な者が該当し、「１３」及び「７２」は豪雨により住居を失っていない者（一時的に避難生活を送っているがいずれ元の住居に戻れる可能性のあるなどにより新たな住居の確保は不要の者）が該当する。なお、「６３」は豪雨に関係なく住居を喪失した求職者のためのコードであるので間違いのないよう留意されたい。

３　避難先の実態把握と出張相談等

（１）避難者に係る現状把握

ア　避難者に係る実態把握に当たっては、安定所から管内市区町村の災害対策本部等に照会を行う。

イ　この照会によって把握すべき項目は次のとおりである。

①　受入施設及び施設周辺の現状

いわゆる「避難所」等の、避難者を一時受け入れている地方自治体や民間等が設置する施設（以下「受入施設」という。）の所在と受入れの実態を把握する。また、受入施設周辺で車中泊をしている避難者の状況も把握するよう努める。

②　地方自治体の要望

地方自治体が、避難所の避難者の就業に関して労働局・安定所に対してどんな要望をもっているか（例えば、出張職業相談の開催、求人情報その他各種情報の提供など）について把握する。

③　避難者の就業ニーズ

地方自治体が避難所の避難者に接する中で、避難者の就業ニーズ（就業開始希望時期、就業希望地域、住宅付き求人の希望など）などを把握していたならばそれを聴取する。

ウ　避難者からの就業ニーズの直接把握

避難者からの就業ニーズの把握については、避難所等の状況を十分踏まえた上で開始すること。

避難者の就業ニーズの把握方法については、可能であれば、避難者に直接尋ねたり、アンケートを行うほか、避難所等の状況に応じて受入施設の管理者等に配布を依頼して、後日回収に伺うなど現場の状況を踏まえ、弾力的に実施する。この把握は統計的調査を目的とするものではなく、開拓すべき求人の内容や行うべき職業相談の内容を見定めるために行うものであり、それに足りる程度の件数があれば十分である。また、把握に当たっては、受入施設の管理者とも十分相談し、避難者の置かれている心理状態に十分配慮しつつ、誤解、苦情、トラブル等にならないようにすることが重要であり、無理のないできる範囲で行うものとして差し支えない。

なお、把握に当たっては、必要に応じて、別紙２のチェックリストを参考とすること。

エ　以上ア～ウによって把握された内容については、別紙３にまとめて、７月 31 日（火）までに電子メールにて、首席職業指導官室職業紹介係（メールアドレス：[redacted]）あて報告する。その際メールのタイトルを「受入施設調査」とする。

また、その報告以後に把握された内容についてもこの別紙３に追加で記録をとっておくものとする。本省においては、各都道府県労働局からの報告について、必要に応じて、職業安定局及び人材開発統括官内の関係課室と共有することを予定しているので、新規学卒者等や障害者に係る状況やニーズや雇用保険関係業務に関するニーズ等がある場合には、それがわかるように記載する。

記録は受入施設別とし、新しい受入施設に係るデータを把握した場合は新しい入力行を追加し、登録済みの受入施設に係る追加データを把握した場合は、当該行内にデータを適宜追加又は書き換えるとともに、必要に応じて本省より報告を求めた際に、速やかに最新版を報告いただくようお願いする。

（２）出張相談

ア　出張相談の実施

（１）により把握した受入施設の規模、避難者の就業ニーズを十分に踏まえ、一定の相談ニーズがあると判断される場合には、受入施設を管理している地方自治体と調整の上、出張相談を実施する。

なお、出張相談の実施に当たっては、別紙４の例を参考に周知を図ること。

イ　出張相談における職業紹介業務の取扱い

出張相談等における職業紹介業務の取扱いについては、被災者の就業ニーズに応じた職業相談・職業紹介、求人情報の提供を行う。当該業務の中で、生活保護受給者等就労自立促進事業の対象と考えられる者を把握した場合には、安定所の生活保護受給者等就労自立促進事業担当窓口を案内する。当該者が安定所へ来所することが難しい場合等、必要に応じ、生活保護受給者等就労自立促進事業担当者の出張相談を行う。

ウ　出張相談における雇用保険業務の取扱い

出張相談においては、安定所又は労働局の雇用保険担当より、災害による雇用保険の特別措置などの周知を行うとともに、ニーズに応じて雇用保険の相談を実施すること。また、豪雨等の影響により多数の者が特定の避難所に避難しているなどの避難状況、避難所から最寄りの安定所までの距離など、被災者の状況等を勘案し、可能な限り、受入施設内やその近隣の施設等での出張相談を活用して、離職票等の手続や、受給資格決定や失業の認定など給付関係手続を行うこと。

エ　出張相談に当たっての留意事項

①　地方自治体、労働基準監督署等との連携

被災前に就業していた避難者については、就業していた事業所の事業活動の休止等による賃金の未払いや労災保険給付等労働基準関係の相談を希望する者も多いと考えられるほか、就業に関する相談を希望する者についても、住宅、子弟の教育、家族の介護等に関する相談を必要とする者も多いと考えられることから、出張相談の実施に当たっては、受入施設を管理する地方自治体の部署はもとより、労働基準監督署や当該地方自治体の福祉、教育関係部署等とも連携を図り、できる限り関係機関が参集し、各種の相談に一度に対応できる体制をとることが望ましい。

関係機関の参集がない場合であっても、安定所が取り扱う事項以外

の相談があった場合には、関係機関の担当窓口を案内するなど関係機関に適切につなぐこと。

また、連携に当たっては、例えば、母子家庭の母等については、養育費や面会交流等のひとり親特有の生活面の支援も必要となることから、生活保護受給者等就労支援事業の就職支援ナビゲーター（就職支援・通常分及び定着支援分）やマザーズハローワークに配置する就職支援ナビゲーター（ひとり親支援分）が、日頃から連携するひとり親施策担当部局や関連支援団体等と一体となって出張相談を行うなど、被災求職者の特性に応じて、それぞれの担当職員等の専門性を活用することが、効率的かつ効果的である。

さらに、障害者の場合は特に配慮が必要となることから、障害者に係る情報を得た場合には、専門援助部門と情報を共有し、必要と判断される場合には、地域障害者職業センターに対して訪問相談等の実施を依頼すること。

② 対象となる避難者に対する適切な周知

出張相談等を実施することが決定した場合には、受入施設において、対象となる避難者に対して、ポスター、チラシ（別紙４の例参考）を掲示する、館内放送でアナウンスするなどにより、適切に周知するほか、生活困窮者が各種施策の利用のため、自立相談支援機関等や地方公共団体の福祉施策担当部局への相談に訪れることが考えられるため、これらの窓口にもチラシを配布することにより周知を行う。また、必要に応じて、マスコミに発表し、当該受入施設のみならず、近隣地域の受入施設の避難者に対しても幅広く周知する。

③ 避難者の就業ニーズの把握

３（１）ウによる就業ニーズの把握が困難であった場合においては、相談を通じて、避難者の就業ニーズを把握し、これも参考にしつつ、その後の当該地域の避難者のニーズに応じたサービスの充実に結び付ける。

④ 携帯端末を活用した求人情報の提供

出張相談により外部に求人情報データを携帯するときには、ハローワーク出張相談求人情報提供システムを活用できる場合には、これを積極的に活用する。その場合、携帯端末用の電源バッテリーについては、十分な容量のものを準備するよう留意する。

⑤ 出張相談以外の情報提供等の実施

出張相談を行うことが困難な受入施設の避難者に対しては、受入施設を管理する自治体に対して、求人一覧表や安定所における各種施策のパンフレットを配布や壁面掲出等するほか、安定所の利用が可能な地域においては、安定所のガイドブックの配布やポスターの掲示により、安定所への誘導を図る。

（３）合同就職面接会（ミニ面接会、出張面接等含む）の開催

避難者を積極的に雇い入れる求人や住居付き求人等避難者のニーズに応じた求人が確保された場合には、合同就職面接会を状況に応じて開催する。会場確保が困難な状況が予想されることから、安定所会議室におけるミニ面接会や、避難所等に出向いての面接会（出張相談との併催等）等、適宜の工夫により運営する。

その際、新規学卒者等や、障害者、母子家庭の母等の就職が特に困難な者を積極的に採用する求人も確保するとともに、必要に応じて、関係機関等の相談窓口を設置するなど効果的な運営を図る。

（４）実施状況に係る報告

３（２）の出張相談における相談、３（３）の合同就職面接会の実施状況については、毎週の状況を別紙５及び別紙６にそれぞれ取りまとめ、７月 31 日（火）までに、電子メールで職業紹介係（[redacted]）あて報告する（報告すべき内容がない場合には報告は不要とする。）。その際、メールのタイトルは「出張相談実施状況報告」とする。

４　事業所訪問等による被災地の事業所支援

求人者支援員等が事業所訪問等の機会を捉え、現場の状況に応じて被災地の事業所の実態把握に努めるとともに、事業所のニーズに対応した支援を実施する。

５　被災求職者の雇入れ等に係る求人の留意事項

求人者が、被災求職者の雇入れについて、優先的な取扱いあるいは一定の配慮を行う意向を示す場合の求人受理においては、紹介要領によるほか、特に次の点について確認を行う。またこれに該当する求人については、所定の求人関係コード番号を入力する。

なお、被災求職者に限定した求人申込みについても、就職が困難であると認められる特定の対象者に限定して雇用機会を提供することは合理性があると考えられることから、これを受け付けることは差し支えない。ただし、被災地域によって就職困難度に差異はないと考えられるため、一部地域の被災者のみを対象とすることはできない。

（１）求人条件の確認

ア　面接・赴任旅費の負担

被災求職者が採用面接に臨む場合の面接旅費や、採用された場合の赴任旅費について、求人者によって全部又は一部の負担があるかどうかを確認し、求人申込書の「求人条件特記事項」欄に記載する。

イ　住居

労働者用の空室の社宅・寮などがあるか住込可であるかどうか、ある場合はそれが単身用か世帯用か、その家賃・使用料はいくらか等につい

て確認する。

なお、「住込」専用求人の場合は求人申込書の「採用」欄の「住込」に印を付す。「住込可」の求人の場合は、「公開区分３」欄に「Ｚ４９」を入力する。入居可能の社宅・寮などがある場合は求人申込書の「入居可能住宅」の「あり」に印を付す。

また空室の社宅・寮などがない場合は、求人者側でアパート確保等の支援を行う意向があるかどうかを確認する。

（２）求人関係コードの入力等

ア　求人者が、被災求職者の雇入れについて、優先的な取扱いあるいは一定の配慮を行うこととしている求人については、システムの求人データに下記の表に示すところによって「Ｚ６９」のコードを入力する。

また、求人申込書の「求人条件特記事項」欄に「平成 30 年７月豪雨被災者対象求人」と記載すること。（ハローワークインターネットサービスにおいて、フリーワード検索により該当求人をすべて抽出できるようにするため、必ずこのとおりの字句で記載すること。）

イ　被災地の復興に係る建設・土木関係等の求人については、下記の表に示すところによって「Ｚ７０」のコードを入力する。

ウ　なお、ア、イのいずれについても、豪雨の後に新規に受理をした新規求人のみならず、豪雨前に求人受理をしていた有効求人についても、求人者の意向が確認できた段階で入力を行う。入力は、これらのコード番号の設定した時点以降に新規に受理をした新規求人のみならず、コード番号設定時点前に求人受理をしていた有効求人についても、求人者への確認や求人票の記載内容等から、被災求職者の雇入れに前向きであることが確認された段階で行う。

識別欄１～４のいずれか　Ｚ６９	平成 30 年７月豪雨被災者対象求人
識別欄１～４のいずれか　Ｚ７０	平成 30 年７月豪雨復興関係求人

エ　主に被災地域の安定所においては、システムの求人情報提供端末の「特化求人検索項目」として「平成 30 年７月豪雨被災者対象求人」のボタンを設定する。

オ　なお、新規学卒者等を対象とした求人についても上記ア～エのとおり入力することに留意する。

６　被災求職者の雇い入れに積極的な求人の確保

（１）確保する求人の内容

被災地及び被災地以外の安定所においては、次の条件に合致する求人を積極的に確保する。

ア　住宅が附帯する求人（社宅・寮付き求人、住込可能求人）

イ　求人者が被災求職者の住宅確保のために、不動産業者の紹介、入居保証人の確保、入居初期費用の貸与等の一定の支援を行う意向のある求人

ウ　その他求人者が被災求職者の雇入れに一定の配慮を行う意向のある求人

（２）求人確保の方法

ア　被災地及び被災地以外の安定所においては、上記（１）の条件に合致する求人を、次の方法によって確保する。

①　求人者に対し、被災求職者を積極的に雇い入れることについて、依頼文の庁内掲示、ビラの配布、ホームページ等各種広報媒体への掲載、事業主に対する求人説明会や各種集団指導の場面における周知、関係団体等の広報媒体への掲載依頼等、あらゆる手法により周知依頼を行う（別紙７参考）。

②　求人受理窓口において、上記（１）の条件に合致する求人の申込みがあった場合、被災求職者を積極的に雇い入れるよう求人者に働きかける。

③　既に申し込まれている求人の中で、上記（１）の条件に合致する求人については、改めて求人者に連絡をとり、被災求職者を積極的に雇い入れるよう求人者に働きかける。

イ　なお、アの取組みによって確保された、被災求職者の雇入れに前向きな求人については、主として被災地域の安定所において、システムの求人情報提供端末の「特化求人検索項目」により、全国で確保された被災求職者の雇入れに前向きな求人を検索できるようにするため、識別欄１～４のいずれかに「Ｚ６９」を入力することとする。

また、豪雨前に申し込まれた求人であって、被災求職者の雇入れに前向きな求人であることが確認されたものについては、識別欄１～４におけるコード番号の入力状況を再確認し、入力されていない場合は、追ってこれらのコード番号を入力する。

ウ　なお、「平成 30 年７月豪雨被災者の応募も可」とすることは、そもそも平成 30 年７月豪雨被災者であることをもって応募不可とすることがあってはならず、そのような応募条件を解除したものであるかの誤解を生じかねないものであるため、避けること。また、６（１）アからウのいずれにも該当せず、特に平成 30 年７月豪雨被災者に対して何らかの配慮を行う意向のないものについては、平成 30 年７月豪雨被災者対象求人には該当しないので留意すること。

７　被災学生等に係る支援の留意事項

被災学生等への支援については、平成 30 年７月 12 日付け職発 0712 第１号、開発 0712 第 15 号「平成 30 年７月豪雨により被災した就職活動中の学生等に対する緊急支援について」等により指示しているところであるが、安定所に

おいても、「被災学生等特別就職相談窓口」の支援対象者から相談等があった際には、当該通知に準じた取扱いを実施すること。

８　被災求職者に係る広域職業紹介の留意事項

被災求職者に対する広域職業紹介については、紹介要領の第４部第２「広域職業紹介」に示すところにより実施する。具体的には次のような手法により実施する。

ア　他所求人の検索（紹介要領第４部第２の２(１)参照）

例えば、被災地域の安定所において、被災地域以外の地域の求人を検索し職業紹介を行うなど。

イ　他所への紹介依頼（紹介要領第４部第２の２(２)参照）

例えば、被災地域の安定所において、被災地域以外の安定所に対して被災求職者の紹介を依頼するなど。

ウ　他所への充足依頼（紹介要領第４部第２の２(３)参照）

例えば、被災求職者の雇入れについて優先的な取扱いあるいは一定の配慮を行う意向のある求人について、被災地域以外の安定所が被災地域の安定所に対して充足依頼を行うなど。

エ　他所求職の検索（紹介要領第４部第２の２(４)参照）

例えば、被災求職者の雇入れについて優先的な取扱いあるいは一定の配慮を行う意向のある求人について、被災地域以外の安定所が、それに適合する被災求職者を検索し、その結果に基づいて当該求職者の登録している安定所にリクエスト紹介を依頼する。あるいは当該被災地域以外の安定所自体において当該求職者に対するリクエスト紹介を行うなど。

なお、被災求職者が、安定所の職業紹介により遠隔地にある求人事業所を訪問して求人事業主との面接や事業所の見学を行う場合、一定の条件の下で広域求職活動費の支給対象となり、また安定所が紹介した職業に就くため、又は安定所長の指示した公共職業訓練や職場適応訓練等を受けるために住所・居所を変更する場合、一定の条件の下で移転費の支給対象となることに留意すること。

広域求職活動費と移転費は、それぞれ雇用保険制度に基づくものと職業転換給付金制度に基づくものがあるが、両方の支給要件に合致する場合は、雇用保険制度に基づくものが優先される。

【参考】

（雇用保険の広域求職活動費）

支給要件については、雇用保険業務取扱要領 57701－57900 を参照すること。

（雇用保険の移転費）

支給要件については、雇用保険業務取扱要領 57501－57700 を参照すること。

(職業転換給付金の広域求職活動費)

支給要件等については、求職活動支援費支給要領（昭和 56 年６月８日付け職発第 320 号・訓発第 124 号別冊２の３）を参照すること。

(職業転換給付金の移転費)

支給要件等については、移転費支給要領（昭和 56 年６月８日付け職発第 320 号・訓発第 124 号別冊２の４）を参照すること。

差替え

平成 30 年 7 月 13 日
内閣府（防災担当）

平成30年7月豪雨による災害にかかる
災害救助法の適用について【第13報】

１．災害の概要

平成 30 年 7 月豪雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていること、住家に多数の被害が生じたこと及び被害地域が孤立し、災害にかかった者の救出について特殊の技術が必要となったことから、全国で ~~10~~ 11 府県 ~~60~~ 61 市 37 町 4 村（高知県は 4 市 2 町 1 村、鳥取県は 1 市 9 町、広島県は 9 市 4 町、岡山県は 12 市 5 町 1 村、京都府は 6 市 3 町、兵庫県は 9 市 6 町、愛媛県は 4 市 2 町、岐阜県は 13 市 6 町 2 村、福岡県は 1 市、島根県は 1 市、山口県は 1 市）に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備　　考
【高知県】 安芸市 （あきし） 香南市 （こうなんし） 長岡郡本山町 （ながおかぐんもとやまちょう）	7 月 6 日	平成 30 年 7 月豪雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用
宿毛市 （すくもし）	7 月 7 日		
土佐清水市 （とさしみずし） 幡多郡三原村 （はたぐんみはらむら）	7 月 8 日		
幡多郡大月町 （はたぐんおおつきちょう）	7 月 8 日	平成 30 年 7 月豪雨による災害により、被害地域が孤立し、災害にかかった者の救出について特殊の技術が必要となった。	災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 3 号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備　　考
【鳥取県】 鳥取市 （とっとりし） 八頭郡若桜町 （やずぐんわかさちょう） 八頭郡智頭町 （やずぐんちづちょう） 八頭郡八頭町 （やずぐんやずちょう） 東伯郡三朝町 （とうはくぐんみささちょう） 西伯郡南部町 （さいはくぐんなんぶちょう） 西伯郡伯耆町 （さいはくぐんほうきちょう） 日野郡日南町 （ひのぐんにちなんちょう） 日野郡日野町 （ひのぐんひのちょう） 日野郡江府町 （ひのぐんこうふちょう）	7月6日	平成30年7月豪雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
【広島県】 広島市 （ひろしまし） 呉市 （くれし） 竹原市 （たけはらし） 三原市 （みはらし） 尾道市 （おのみちし） 福山市 （ふくやまし） 府中市 （ふちゅうし） 東広島市 （ひがしひろしまし） 江田島市 （えたじまし） 安芸郡府中町 （あきぐんふちゅうちょう） 安芸郡海田町 （あきぐんかいたちょう）	7月5日	平成30年7月豪雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備　　考
安芸郡熊野町 （あきぐんくまのちょう） 安芸郡坂町 （あきぐんさかちょう）			
【岡山県】 岡山市 （おかやまし） 倉敷市 （くらしきし） 玉野市 （たまのし） 笠岡市 （かさおかし） 井原市 （いばらし） 総社市 （そうじゃし） 高梁市 （たかはしし） 新見市 （にいみし） 瀬戸内市 （せとうちし） 赤磐市 （あかいわし） 真庭市 （まにわし） 浅口市 （あさくちし） 都窪郡早島町 （つくぼぐんはやしまちょう） 浅口郡里庄町 （あさくちぐんさとしょうちょう） 苫田郡鏡野町 （とまたぐんかがみのちょう） 英田郡西粟倉村 （あいだぐんにしあわくらそん） 加賀郡吉備中央町 （かがぐんきびちゅうおうちょう）	7月5日	平成30年7月豪雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
【京都府】 福知山市 （ふくちやまし）	7月5日	平成30年7月豪雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備　　考
舞鶴市 （まいづるし） 綾部市 （あやべし） 宮津市 （みやづし） 京丹後市 （きょうたんごし） 南丹市 （なんたんし） 船井郡京丹波町 （ふないぐんきょうたんばちょう） 与謝郡伊根町 （よさぐんいねちょう） 与謝郡与謝野町 （よさぐんよさのちょう）		助を必要としている。	
【兵庫県】 豊岡市 （とよおかし） 篠山市 （ささやまし） 朝来市 （あさごし） 宍粟市 （しそうし） 赤穂郡上郡町 （あこうぐんかみごおりちょう） 美方郡香美町 （みかたぐんかみちょう）	7月5日	平成 30 年 7 月豪雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用
姫路市 （ひめじし） 西脇市 （にしわきし） 丹波市 （たんばし） 多可郡多可町 （たかぐんたかちょう） 佐用郡佐用町 （さようぐんさようちょう）	7月6日		

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備　　考
養父市 （やぶし） たつの市 （たつのし） 神崎郡市川町 （かんざきぐんいちかわちょう） 神崎郡神河町 （かんざきぐんかみかわちょう）	7月7日		
【愛媛県】 今治市 （いまばりし） 宇和島市 （うわじまし） 大洲市 （おおずし） 西予市 （せいよし） 北宇和郡松野町 （きたうわぐんまつのちょう） 北宇和郡鬼北町 （きたうわぐんきほくちょう）	7月5日	平成30年7月豪雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
【岐阜県】 高山市 （たかやまし） 関市 （せきし） 中津川市 （なかつがわし） 恵那市 （えなし） 美濃加茂市 （みのかもし） 可児市 （かにし） 山県市 （やまがたし） 飛騨市 （ひだし） 本巣市 （もとすし） 郡上市 （ぐじょうし） 下呂市 （げろし）	7月6日	平成30年7月豪雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備　　考
加茂郡坂祝町 （かもぐんさかほぎちょう） 加茂郡七宗町 （かもぐんひちそうちょう） 加茂郡八百津町 （かもぐんやおつちょう） 加茂郡白川町 （かもぐんしらかわちょう） 加茂郡東白川村 （かもぐんひがししらかわむら） 大野郡白川村 （おおのぐんしらかわむら）			
岐阜市 （ぎふし） 美濃市 （みのし） 加茂郡富加町 （かもぐんとみかちょう） 加茂郡川辺町 （かもぐんかわべちょう）	7月8日		

災害救助法 適用市町村	法適用日	人的被害 （人）			住家被害（世帯）					備　考
		死者	行方 不明	負傷	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	一部 損壊	
【岡山県】 小田郡矢掛町 （おだぐんやかげちょう）	7月6日					1	126	34		災害救助法施行令第1条第1項第1号適用
【福岡県】 飯塚市 （いいづかし）	7月5日			2			303	267	10	災害救助法施行令第1条第1項第1号適用
【島根県】 江津市 （ごうつし）	7月6日						162	58		災害救助法施行令第1条第1項第1号適用
【山口県】 岩国市 （いわくにし）	7月6日	2		1	6	2	310	151		災害救助法施行令第1条第1項第1号適用

（注１）下線は今回適用分
（注２）上記の被害状況の数値は次の報告に基づくものである。
（同数値は、今後の調査によって変動することがある。）
・岡山県　平成 30 年 7 月　8 日（日）18 時現在の報告
・福岡県　平成 30 年 7 月 11 日（水）15 時現在の報告
・島根県　平成 30 年 7 月 11 日（水）15 時現在の報告
・山口県　平成 30 年 7 月 13 日（金）12 時現在の報告

２．これまでにとられた措置
・避難所の設置等

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）付
鶴見、堀田
TEL　03-5253-2111（内線51365）
03-3593-2849（直通）

災害救助法の概要

1. 目　的

○　災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、**応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。**

2. 実施体制

○　法に基づく救助は、都道府県知事が、**現に救助を必要とする者**に行う。（法定受託事務）
○　必要に応じて、**救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できる。**
○　広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。（応援に要した費用については、被災県に全額求償可能）

3. 救助の種類

○　避難所の設置
○　応急仮設住宅の供与
○　炊き出しその他による食品の給与
○　飲料水の供給
○　被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与
○　医療・助産
○　被災者の救出
○　住宅の応急修理
○　学用品の給与
○　埋葬
○　死体の捜索・処理
○　障害物の除去

4. 適用基準

○　災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失（全壊）がある場合
（令第１条第１項第１号～第３号）
○　**多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等（令第１条第１項第４号）**

5. 国庫負担

○　救助に要した費用のうち、５割以上を国庫が負担する仕組みとなっている。

（別紙２）

避難所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

No＿＿＿＿＿＿

被災者の方の就職ニーズに関するアンケート（チェックリスト）

１．性別と年齢を教えてください。

性別（　　）

□29 歳以下、□30 歳代、□40 歳代、□50 歳代、□60 歳代、□70 歳以上

２．被災時にどんな仕事をされており、被災によってどうなりましたか。

□　会社などで雇われていた　→　□会社がなくなった・事業停止した
□解雇された　□自らやめた
□おちついたら同じ会社で仕事を再開する
□わからない

□　自営業・農林漁業をしていた　→　□事業を続けられなくなった
□おちついたら事業を再開する
□わからない

□　仕事はしていなかった

３．今後いつごろ仕事をしたいと思いますか。

□　すぐにでも仕事をしたい
□　＿＿ヶ月程度様子を見てから仕事をしたい
□　仕事をしたいと思わない

４．現在の「避難先」で一時的なアルバイト等をする希望がありますか。

□　希望あり　→　（希望期間　　）
□　希望なし

５．仕事をするとしたら、どの地域をお考えでしょうか。（複数回答可）

□　元の居住地の市町村での就職を希望　□　元の居住地の同一県内での就職を希望
□　近隣県での就職を希望　□　首都圏での就職を希望
□　九州圏での就職を希望　□　関西圏での就職を希望
□　その他の地域（　　）での就職を希望

６．仕事先での住居の確保についてどんなご希望がありますか。（複数回答可）

□　家族で入れる寮・社宅・住込付きの仕事を希望
□　単身で入れる寮・社宅・住込付きの仕事を希望
□　寮・社宅・住込以外のアパート等を自分で探す
□　親戚・知人宅での同居を予定
□　その他（　　）

７．どんな職種の仕事を希望しますか（複数回答可）

□　販売関係　□　飲食店・接客関係　□　その他のサービス業関係
□　製造関係　□　建設・土木関係　□　清掃・軽作業関係
□　倉庫・物流関係　□　運転関係　□　医療・介護関係
□　その他（　　）

※その他、就職や労働問題などに関して心配や不安な点、ご希望などがあれば、裏面に自由にご記入ください。

（別紙3）

被災者の受入施設の状況及び就業ニーズ

＿＿＿＿＿労働局　平成　年　月　日現在

※把握日は数次にわたって把握した場合は最新の日付を記入。

通し番号	把握日※	受入施設の管理者（地方自治体等）	受入施設の名称	受入施設の設置（予定）期間	避難者の人数	避難元の市町村名	避難者の就業に関するニーズ（できる限り詳しく）	特記事項
記載例		○○市	○○市総合福祉センター	・7月15日～8月末	約50人	△△町	・ほとんどの避難民は当面△△町への帰還は希望していない ・当面の生活のため避難先で短期での就業を希望する者が数名いる ・多くは○○市での求人状況や住宅確保の可能性をみて検討したい意向	・未払い賃金に関する相談希望があり、その場で○○監督署職員に取り次いだ（H30.7.11）
1								
2								
3								
4								
5								
6								

7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

この機会をぜひご利用ください！！

ハローワーク○○が
○○避難所に出張相談に伺います

ハローワーク○○が、○○避難所に出張相談にお伺いします。この機会を利用して、就職等についてお気軽にご相談ください。

○出張相談日時（例）

○月○日、○日、○日、○月○日、○日
（○月○日～○月○日までの間の○曜日）
○時～○時

窓口案内図（例）

○○労働局・ハローワーク○○

（別紙5）

出張相談の実施状況 （平成30年　月　日～　月　日分）

＿＿＿＿＿＿＿＿労働局

実施日、時間帯	実施場所（施設名・市町村名）	避難所仮設住宅その他	参加関係機関	相談件数（複数の項目にまたがる相談は、それぞれの項目に計上すること）											雇用保険業務処理件数			特記事項（相談者等の避難元の市町村、就業希望、ハローワークに対する要望、職業訓練のニーズ等）
				労働者からの相談							事業主からの相談							
				職業紹介関係	雇用保険関係	職業訓練関係	労働基準・労災関係	年金相談（年金事務所）	生活相談（社協）	その他	雇調金・休業・出向関係	雇用保険関係	企業整備・解雇関係	その他	受給資格決定件数	失業認定件数	その他	
計	実施回数		回	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

（別紙6）

合同就職面接会の実施状況（平成30年　月　日～　月　日分）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿労働局

合同就職面接会の名称	実施日、時間帯	実施場所（施設名）	参加関係機関（あれば）	参加企業数	参加求職者数	面接件数	特記事項（求職者等の避難元の市町村等）

事業主の皆さまへ

ハローワークでは、事業主の皆さまに、**平成30年７月豪雨被災者の方々の積極的な雇入れをお願いしています。**

平成30年７月豪雨により、仕事を失い、生活再建のために 新たな就職先を探している方がいます。

住居も失くして、社宅・寮付きの仕事や住込み可能な仕事を希望される方もいます。

ハローワークでは、全国の事業主の皆さまに、こうした方々の積極的な雇入れをお願いしています。

- 被災者を優先的に雇いたい
- 被災者向けの社宅・寮などの住居付きの求人を申し込みたい

などの「平成30年７月豪雨被災者対象求人」のお申し込みを受け付けています。

○○労働局・ハローワーク○○

（住所）

（電話番号）

平成30年7月豪雨による被災者に係る職業紹介の留意事項等について　フローチャート

■避難者に係る現状把握【３（１）】
○安定所から市区町村の災害対策本部等への照会
・受入施設及び施設周辺の現状
・地方自治体の要望
・避難者の就業ニーズ
○避難者からの就業ニーズの直接把握

↓

（一定の相談ニーズがあると判断される場合）

↓

■出張相談【３（２）】
○受入施設を管理する地方自治体と調整の上で実施
・職業紹介業務（求職者のニーズに応じた職業相談・職業紹介など）
・雇用保険業務（受給資格決定や失業の認定など）　など

■被災求職者の雇い入れに積極的な求人の確保【６】
○次の条件に合致する求人を積極的に確保
・住宅が附帯する求人（社宅・寮付き求人、住込可能求人）
・求人者が被災求職者の住宅確保のために、不動産業者の紹介、入居保証人の確保、入居初期費用の貸与等の一定の支援を行う意向のある求人
・その他求人者が被災求職者の雇入れに一定の配慮を行う意向のある求人

↓

（上記の求人などが確保された場合）

↓

■合同就職面接会（ミニ面接会、出張面接等含む）の開催【３（３）】

■事業所訪問等による事業所支援【４】
○現場の状況に応じた被災地の事業所の実態把握
○事業所のニーズに対応した支援